

# 核燃料物質の使用の規制に関するご意見 ～アンケート結果について～

令和4年7月4日

原子力規制庁 原子力規制部  
研究炉等審査部門 使用担当

# アンケートについて・・・

- 経緯

令和3年10月15日第37回原子力規制委員会及び12月15日第52回原子力規制委員会にて、委員より、核燃料物質を使用している事業者（以下「使用者」という。）は事業者数が多く、使用の形態も様々であるため、積極的に情報交換を行うべきとの意見がありました。

核燃料物質の使用の現場において、日常的に困っている点、現在の規制のルールでわかりづらい点や改善点等を把握し、核燃料物質の使用に関する規制をより良い運用にするため、アンケートを実施しました。

- 実施期間：令和4年4月28日～5月20日
- 実施方法：メール
- 回答数：100件（全201事業所のうち、100事業所から回答あり）

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました！

# 1. 関係法令や制度に関するご意見

- 核燃料物質の使用に関する法令体系がよくわからない。
- RI法と一本化してほしい。
- 略語が多く、用語がわかりづらい。
- 要求事項がわかりづらい/安全機能の定義や火災の要求事項がわかりづらい。
- 関係法令の要約版、ガイドライン、解説等があると良い。
- 令第41条該当施設と令第41条非該当施設で、法令を分けてほしい。
- 令第41条該当施設の中でも、グレーテッドアプローチを適用してほしい。
- 規制緩和や規制の合理化を希望する。  
(使用の用途や使用量等に応じた規制緩和を検討してほしい/RIの軽微な変更のようにできないか/  
Puについては、使用量に応じた規制の合理化を検討してほしい/廃棄物の扱いや処分を合理化してほしい)
- 申請書の記載事項について、具体例、過去の事例、解説を示してほしい。
- 参考資料として添付する資料の位置づけを法令等で明確化してほしい。
- 申請時、変更箇所以外は記載不要にしてほしい。
- 申請時、他事業の施設における許可事項の記載を不要としてほしい。
- 許可基準規則への適合性を確認するチェックシートの位置づけを明確にしてほしい。
- 申請書の「予定使用期間」について、3年毎に更新するのは手間なので見直してほしい/「処分方法が定まるまで」等の記載にしてほしい。

## 2. HPや広報活動に関するご意見

- どこに何が掲載されているかわかりづらい。
- 申請書の様式や届出の記載例がどこに掲載されているかわからない。
- 届出の記載例は、適宜、見直してほしい。
- 届出の記載例はわかりやすいので、申請書の記載例や参考となる資料を掲載してほしい。
- どういった場合にどのような手続きをすれば良いのかがわかるようなフローを掲載してほしい。
- よくある質問のQ&Aのようなものを掲載してほしい。
- 様式類や法令等は、改定日を併記してほしい/HPに旧版の掲示が残っている。
- 申請時のチェックリスト（申請書の記載事項や添付書類の一覧表）を掲載してほしい。
- 核燃料物質の使用に関する情報収集の場が少ないので、今後も説明会を定期的を開催してほしい。
- 勉強会や講習会を開催してほしい（施設の種類に応じた勉強会を希望）。
- 説明会の資料は事前に公開してほしい。

### 3. 原子力規制庁の窓口や体制に関する ご意見

- 窓口がわかりづらい。
- 窓口を一本化してほしい。
- 何でも相談できる窓口を設けてほしい。
- 担当者や担当部署によって見解が異なるので困る。
- 部署によって、申請書や届出の書き方が異なるので、見解を統一してほしい。
- 地震発生時や緊急時の連絡先や報告内容等、最新の情報がほしい（HPに掲載してほしい）。

## 4. 申請や面談の流れに関するご意見

- 今後も、事前に申請書の記載方法等について相談できるようにしてほしい。
- 申請や面談におけるQ&A集のようなものを公開してほしい。
- 面談資料の準備が必要である旨を周知してほしい。
- 面談資料の公開範囲を見直してほしい。
- 事前のヒアリングは実施されていないと聞いているが、何らかの形で事前確認できる場を設けてほしい。
- 手続きに労力と費用を要するので、負担軽減をお願いしたい。

## 5. 品質管理に関するご意見

- 要求事項がわかりづらい。
- 記載例を示してほしい。
- 記載例がわかりやすい。
- 申請書の様式に品質管理に関する記載のポイントを記載してほしい。
- 品質管理は、大学等では負担が大きいため、良好事例を示してもらえると参考になる。
- QMSは定期的に変更されるものなので、その都度の変更申請は馴染まない。軽微な変更届の提出も検討してほしい。

## 6. 廃止措置に関するご意見

- 廃止措置全体の流れがわかりづらい。
- 使用変更届と廃止措置計画の軽微な変更届を合理的に手続きできるようにしてほしい。
- 実用炉のように施設単位での廃止を可能としてほしい。
- 廃止措置計画の変更を繰り返していくと、使用許可の内容からずれていくと思うので、現在の許可の内容はどれが正なのかがわからない。
- 廃棄物を長期的に保管するために保管廃棄施設を新設する場合は、廃止措置計画の変更申請を行うのか、使用変更許可の申請を行うのかわからない。
- 廃棄物を他事業者に引き渡す場合は、廃止措置計画変更認可を受けることになっている一方で、使用許可の場合は、その範疇であれば変更許可申請は不要となっており、廃止措置の方が厳しいと感じる。



## 7. その他のご意見

- 使用しない核燃料物質や放射性廃棄物の最終処分場を早く作ってほしい。
- 放射線管理等報告書の提出期限の延長を考慮してほしい。
- 国際規制物資の使用に関するご意見。
  - 核燃料物質受払計画等報告書等の記入例をHPで探すのに手間が掛かる。
  - 実在庫明細報告書等において、記号等がわかりにくい。
  - 報告書の提出期限について見直してほしい。

貴重なご意見をありがとうございました。

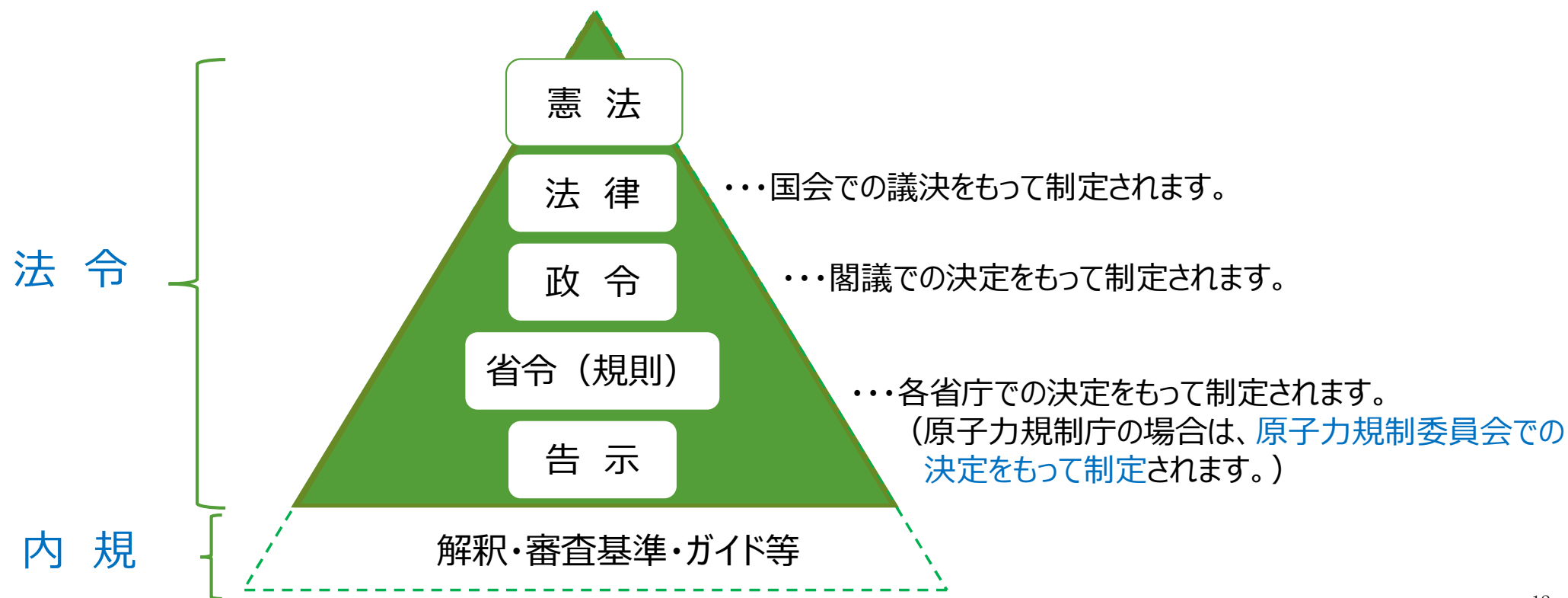
# 本日のご説明事項・・・

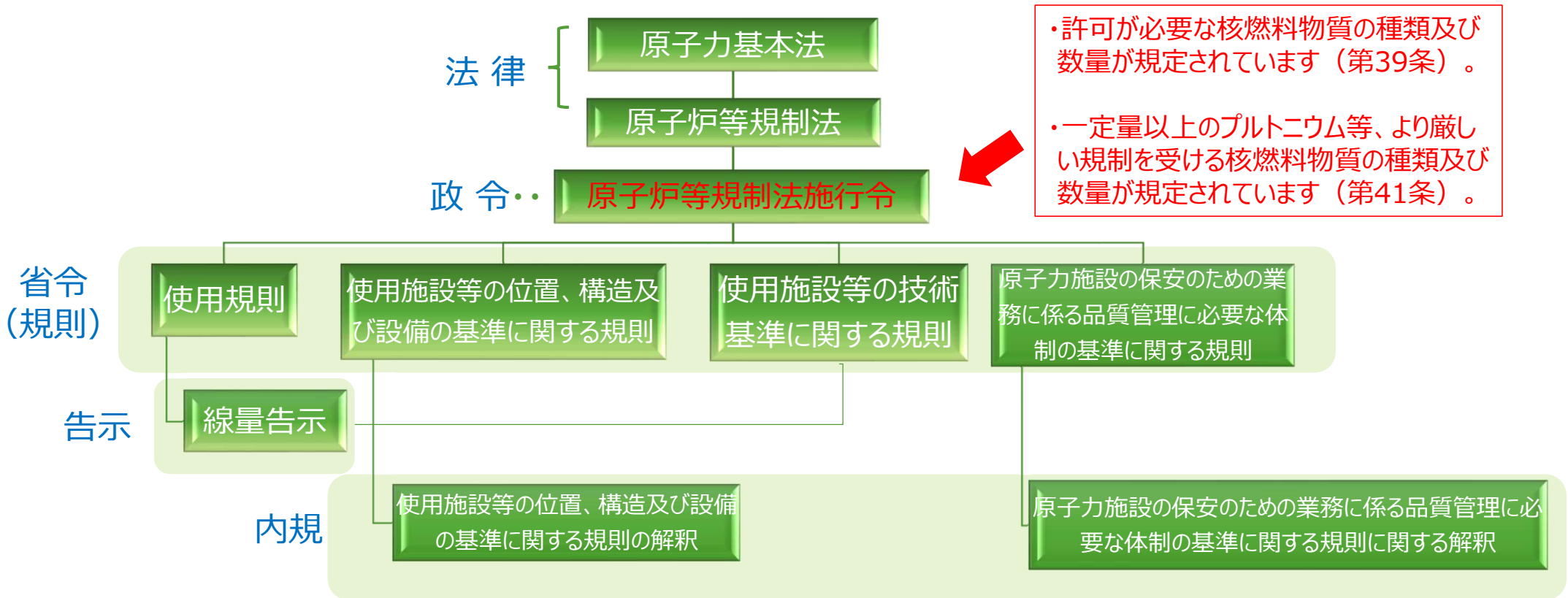
1. 核燃料物質の使用に関する関係法令
2. HPの掲載事項
3. 核燃料物質の使用に関する窓口  
    <参考> 放射性物質の使用について
4. 申請や面談の流れ
5. 品質管理に関する記載事項
6. 廃止措置の概要

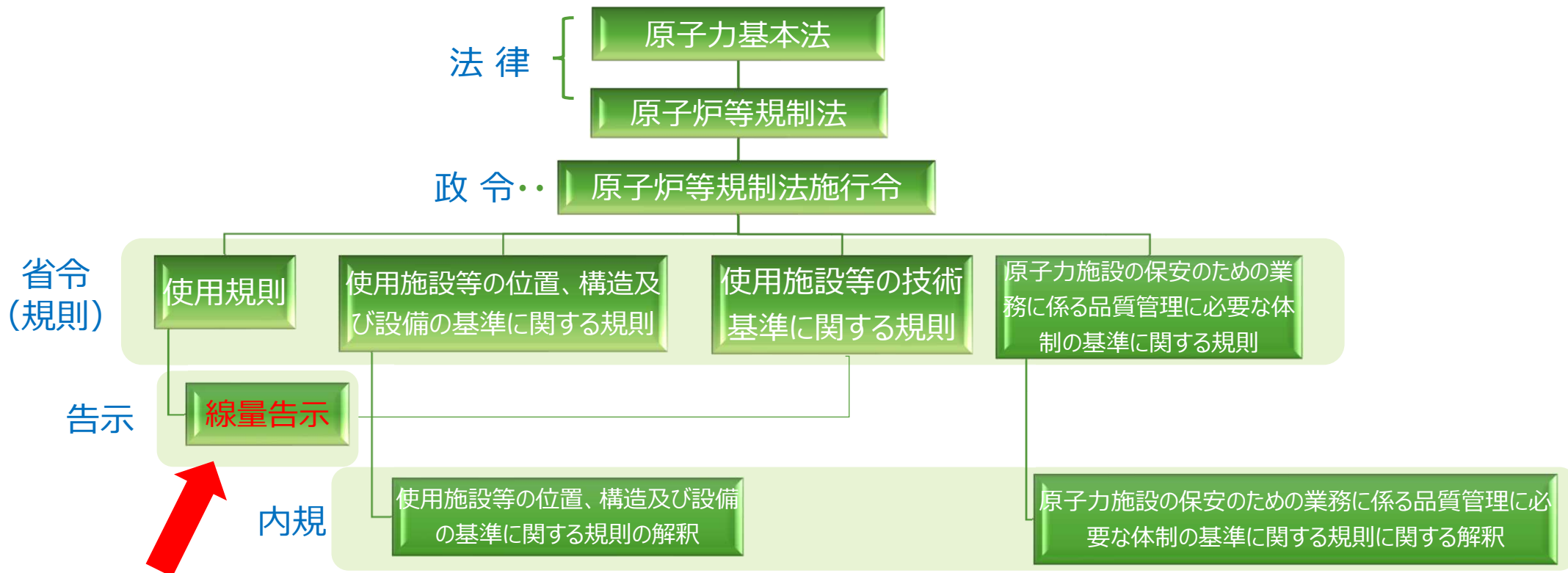
# 1. 核燃料物質の使用に関する関係法令・・・

- 原子力基本法
  - ① 原子力の利用は、**平和の目的に限り、安全を確保した上で行う。**
  - ② **核燃料物質の使用**については、別に**法律**で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。
- **核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（略称：原子炉等規制法、炉規法）**に基づき、様々な規制が行われています。
- 原子炉等規制法の関係法令等は以下のとおりです。
  - 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（略称：原子炉等規制法施行令）
  - 核燃料物質の使用等に関する規則（略称：使用規則）
  - 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（略称：使用許可基準規則）
    - 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
  - 使用施設等の技術基準に関する規則
  - 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（略称：品質管理基準規則）
    - 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する解釈
  - 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（略称：線量告示）

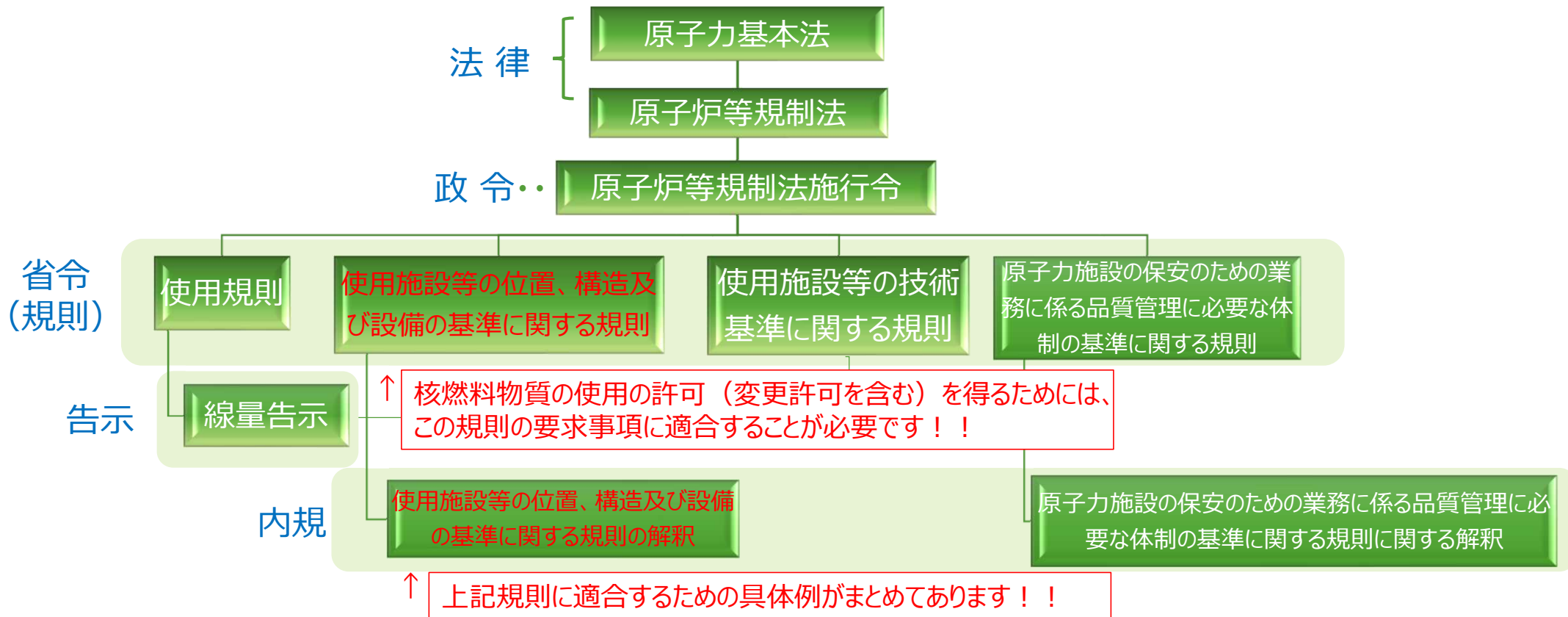
- 法令とは、具体的には、憲法・法律・政令・省令・告示を指します。
- 法令の下に、内規があり、具体的には解釈・審査基準・ガイド等があります。これらは、法令の要求事項について、事例を用いて具体化したり、行政庁が許認可等を行う際の判断基準をまとめたりしたものです。







放射線業務従事者の被ばく線量の限度、管理区域や周辺監視区域境界に係る線量等が規定されています。



関係法令は、原子力規制委員会HPに掲載されています！

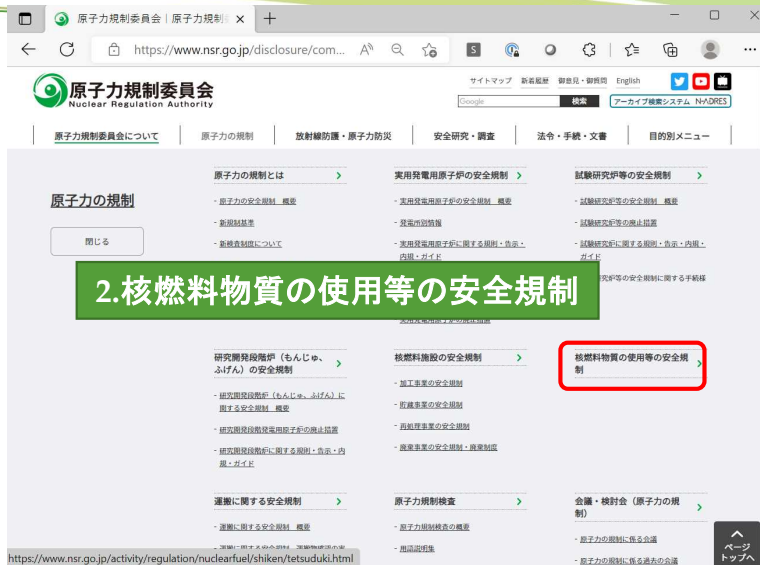
## 2. HPの掲載事項・・・

原子力規制委員会トップページ (<https://www.nsr.go.jp/>)

- **トップページ > 法令・手続・文書 > 規則・告示・内規・ガイド**
  - 「使用に関する規則・告示・内規・ガイド」に係る法令が掲載されています。
- **トップページ > 原子力の規制 > 核燃料物質の使用等の安全規制**
  - 核燃料物質の使用の規制に関する概要が掲載されています。
  - 「核燃料物質使用許可申請等の手続きについて」が掲載されています。
- **トップページ > 原子力規制委員会について > 原子力規制委員会関連**
  - 「原子力規制委員会」に、毎週水曜日に開催される原子力規制委員会の資料や議事録が掲載されています。

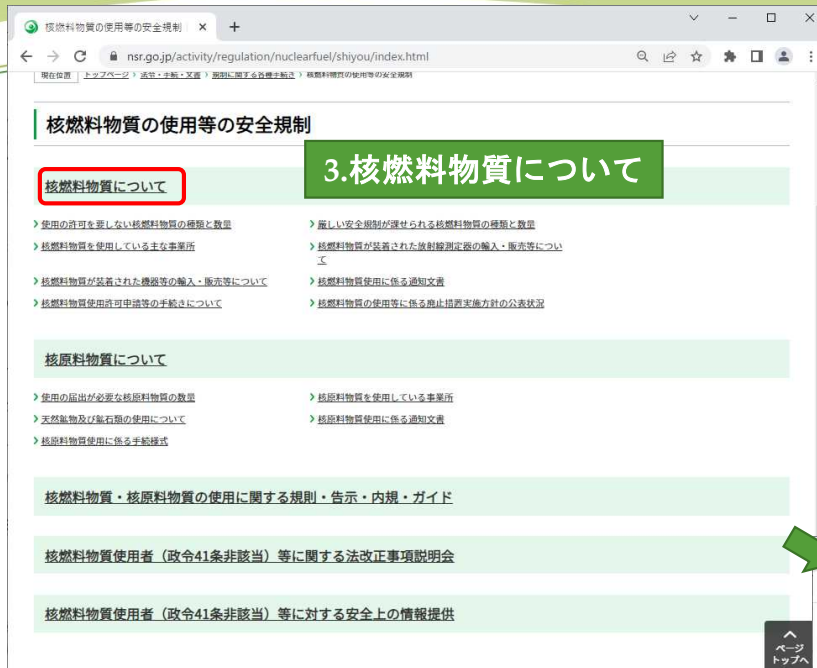


# HPのトップページ～関係法令や核燃料物質の使用等の安全規制に関するページ（申請書の様式掲載ページ等）まで・・・

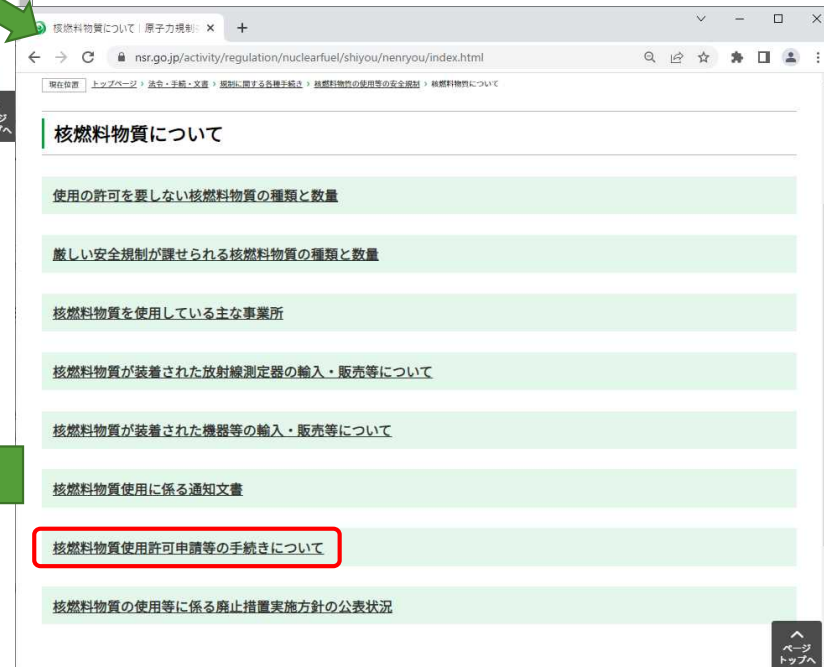


どちらでも「核燃料物質の使用等の安全規制」のページにアクセスできます。

説明会の映像では、HPの画面の遷移を動画で紹介しています。



#### 4.核燃料物質使用許可申請書の手続きについて



核燃料物質使用許可申請等の手続きについて

提出先及び問い合わせ窓口

- 核燃料物質使用（変更）許可申請、核燃料物質使用変更届、合併（分割）認可申請、廃止措置計画（変更）認可申請、廃止措置計画変更届、その他核燃料物質使用許可に関するご相談

■ 提出先

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル  
原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門 使用担当

■ 問合せ先

電話：03-5114-2118  
FAX：03-5114-2191  
メールアドレス：shiyounra.go.jp

■ 放射線管理等報告書及び廃棄物管理報告書

■ 提出先

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル  
原子力規制庁 原子力規制部 核燃料施設等監視部門 監視班

■ 問合せ先

電話：03-5114-2115  
FAX：03-5114-2180

**5.使用に関する規則・告示・内規・ガイド**

**使用に関する規則・告示・内規・ガイド**

通知文書

### 提出先及び問い合わせ窓口

- 提出先

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル  
原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門 使用担当

- 問合せ先

電話：03-5114-2118  
FAX：03-5114-2191  
メールアドレス：shiyounra.go.jp

使用に関する規則・告示・内規・ガイド

現在位置 | トップページ | 法令・手続・文書 | 規則・告示・内規・ガイド | 使用に関する規則・告示・内規・ガイド

### 使用に関する規則・告示・内規・ガイド

**規則**

- 核燃料物質の使用等に関する規則
- 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- 使用施設等の技術基準に関する規則
- 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- 核燃料物質の使用に関する規則

**告示**

- 核燃料物質又は核燃料物質の製造の事業に関する規則等に基づく検査制度等を定める告示【PDF:356KB】
- 核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する技術的細則等を定める告示【PDF:259KB】

**内規**

- 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈【PDF:615KB】
- 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈【PDF:254KB】
- 使用施設等の技術基準に関する規則の解釈【PDF:109KB】
- 使用施設等における保安規定の審査基準【PDF:199KB】
- 令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準【PDF:180KB】
- 廃止措置の終了確認における廃止土壌等の状況の判定に関するガイド【PDF:228KB】

核燃料物質使用許可申請等の手続

nsr.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html

### 申請様式

核燃料物質の使用許可（承認）申請又は使用変更許可（承認）申請を行う場合には、以下の様式を用いることができます。様式を使用しない場合は、様式中の記載項目に従って、申請書を作成してください。（溶接検査については上記の「加工施設、再処理施設及び使用施設に係る溶接検査に関する運用要領」を参照してください。）

- 核燃料物質使用許可申請書の様式【WORD：52KB】
- 核燃料物質使用変更許可申請書の様式【WORD：32KB】
- 上記2つの申請書に示した注釈【WORD：28KB】

### その他、核燃料物質の使用等に関する規則に定める様式

核燃料物質の使用等に関する規則第7条（報告の徴収）に規定されている放射線管理報告書（原子炉等規制法施行令第41条に掲げる核燃料物質を使用する使用者に限る。）及び廃棄物管理状況報告書（原子炉等規制法第57条第1項に基づき原子力規制委員会が定期に行う検査を受ける者を除く。）の提出にあたっては、以下の様式を用いてください。

- 合併（分割）認可申請書（様式第1）【EXCEL：27KB】
- 放射線管理報告書（様式第1の2）【WORD：32KB】
- 廃棄物管理状況報告書（様式第1の3）【WORD：41KB】

#### ■ 提出先

- 合併（分割）認可申請書（様式第1）  
〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル  
原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門 使用担当
- 放射線管理報告書（様式第1の2）  
廃棄物管理状況報告書（様式第1の3）  
〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル  
原子力規制庁 原子力規制部 核燃料施設等監視部門 監視班

### 核燃料物質の使用に関する届出様式

核燃料物質の届出等を提出する場合には、以下の様式をご利用ください。  
様式を使用しない場合は、様式中の記載項目を参考にして届出等を作成してください。  
注 事業所の名称を変更する場合も、使用変更届を提出してください。

- 使用変更届の記載例【PDF：116KB】
- 使用変更届（名称変更）の様式【WORD:20KB】
- 使用変更届（住所変更）の様式【WORD:20KB】
- 使用変更届（代表者氏名の変更）の様式【WORD:20KB】
- 使用変更届（事業所名称の変更）の様式【WORD:20KB】
- 使用変更届（有効使用期間の変更）の様式【WORD:20KB】

ページ  
トップへ

## 3. 核燃料物質の使用に関する窓口・・・

- **原子力規制部 研究炉等審査部門**は、核燃料物質の使用に関する下記についての窓口となっています。
  - 使用許可申請（新たに核燃料物質を使用するための許可を得るための手続き）
  - 使用変更許可申請（既許可の内容を変更するための手続き）
  - 使用変更届（代表者氏名の変更等の軽微な変更をするための手続き）
  - 合併・分割認可申請（法人の合併や分割に伴って、使用者の地位を承継させるための手続き）
  - 廃止措置計画認可申請（全ての核燃料物質の使用を廃止するための手続き）
  - 廃止措置計画変更認可申請（認可済の廃止措置計画を変更するための手続き）
- 研究炉等審査部門の連絡先  
Tel:03-5114-2118/ Fax : 03-5114-2191/ E-mail:shiyou@nra.go.jp

原子力規制委員会HPにも掲載しています！

## その他の窓口については、以下のとおりです。

- 核燃料物質の使用に関する報告書（放射線管理等報告書、廃棄物管理報告書）の提出、原子力規制検査、施設の管理、記録等に関する窓口
  - 原子力規制部 核燃料施設等監視部門  
Tel: 03-5114-2115、Fax:03-5114-2180
- 国際規制物資の使用・計量管理に関する窓口
  - 長官官房 放射線防護企画課 保障措置室  
Tel: 03-3581-2102
- 核燃料物質の漏えい事象の発生等トラブル発生時の通報先
  - 長官官房 総務課 事故対処室  
Tel: 03-5114-2110、Fax:03-5114-2197

## <参考> 放射性物質の使用について・・・

- これまで放射性物質（放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際規制物資）を使用した経験のない方からのお問い合わせについて、原子力規制委員会のHP経由で簡単にご相談ができるようになりました。

URL:[https://www.nsr.go.jp/Selection/houshasen\\_toriatsukai.html](https://www.nsr.go.jp/Selection/houshasen_toriatsukai.html)

トップページ> 目的別メニュー> 基本情報> 初めて放射性物質の取扱いを検討されている方へ

- こちらのページは、初めて放射性物質を使用する方に向けたページですが、以下についても掲載されていますので、ご参照ください。
  - ① 放射性同位元素、核燃料物質、国際規制物資、核原料物質の規制の概要
  - ② 輸出入の手続き
  - ③ 関係法令

緊急情報

24時間以内に緊急情報はありません。

緊急時ホームページ/メール登録

情報提供

情報提供 異常なし(第1報)石川県能登地方で発生した地震の影響

緊急時ホームページ/メール登録

現在位置 [トップページ](#) > [目的別メニュー](#) > [基本情報](#) > 初めて放射性物質の取扱いを検討されている方へ

## 初めて放射性物質の取扱いを検討されている方へ

放射性物質の取扱いに関しては様々な法律により規制されています。

初めて放射性物質の取扱いを検討されている方におかれては、法律の手続きなどについてご存じないことも多いことと思います。

その場合、以下の問合せテンプレートに記載の情報を「原子力規制委員会への御意見・御質問」から送信いただければ、内容を確認させていただいた上で、原子力規制庁の担当者より後日御連絡させていただきます（取り扱う物質によって、複数の担当者より御連絡させていただくことがありますのでご了承ください）。

なお、許可手続きを経て、取扱いを開始された後は、譲渡譲受や廃棄に対して、規制上様々な制限がかかりますので、ご注意ください。

以下の情報をお探しの場合は、以下のリンクからご参照ください。

[放射性物質の規制の概要について、お知りになりたい方](#)

[輸出入の手続きについて、お知りになりたい方](#)

[関係法令について、参照されたい方](#)

[覚えのない放射性物質を発見された方](#)

**こちらから放射性物質（放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際規制物資）の規制の概要をご確認いただけます。**

### 問合せテンプレート

[原子力規制委員会への御意見・御質問](#)

メールアドレス：御連絡が可能なメールアドレスを記載してください

分野：原子力規制委員会への御質問をチェックしてください

件名：【問合せ】放射性物質の使用について

内容：※ () 内に記載してください。記載例を示していますので、適宜編集してください。

### 【参考】

初めて放射性物質を使用する場合は、こちらからお問い合わせいただけるようになりました。

輸出入の手続きや関係法令を確認することができます。



# HPのトップページ～規制に関する各種手続きのページ→核燃料物質の使用の規制に関するページまで・・・



1.法令・手続・文書



2.規制に関する各種手続き

説明会の映像では、HPの画面の遷移を動画で紹介しています。

規制に関する各種手続き | 原子力 | x +

nsr.go.jp/procedure/kisei/index.html

現在位置 > トップページ > 法令・手続・文書 > 規制に関する各種手続き

## 規制に関する各種手続き

### R規制の申請・届出等手続き

### 核燃料物質の使用等の安全規制

- > 核燃料物質について
- > 核燃料物質について
- > 核燃料物質・核燃料物質の使用に関する規制・告示・内規・ガイド
- > 核燃料物質使用法（政令41条若該当）等に関する決定事項説明会
- > 核燃料物質使用法（政令41条若該当）等に対する安全上の措置要件

### 国際規制物質の使用等に関する手続き

- > 1.管理下でない核燃料物質の発見に係る報告書の記載要件について
- > 2.査察可申請書の記載要件について
- > 3.使用変更届の記載要件について
- > 4.計量管理規定の変更届申請書の記載要件について
- > 5.禁止措置届の記載要件について
- > 6.核燃料物質管理報告書の記載要件について
- > 7.少量の核燃料物質の事故発生時の法令に基づく手続きについて
- > 8.申請様式等
- > 9.申請書等の提出先

↑  
ページ  
トップへ

### 3.核燃料物質について



核燃料物質について | 原子力規制 | x +

nsr.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/index.html

現在位置 > トップページ > 法令・手続・文書 > 規制に関する各種手続き > 核燃料物質の使用等の安全規制 > 核燃料物質について

## 核燃料物質について

- 使用の許可を要しない核燃料物質の種類と数量
- 厳しい安全規制が課せられる核燃料物質の種類と数量
- 核燃料物質を使用している主な事業所
- 核燃料物質が装着された放射線測定器の輸入・販売等について
- 核燃料物質が装着された機器等の輸入・販売等について
- 核燃料物質使用に係る通知文書
- 核燃料物質使用許可申請等の手続きについて
- 核燃料物質の使用等に係る廃止措置実施方針の公表状況

↑  
ページ  
トップへ

https://www.nsr.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou2.html

## 4. 申請や面談の流れ・・・

- 新規に核燃料物質の使用の許可を取得したい場合（核燃料物質使用許可申請の提出が必要）や既許可の内容を変更したい場合（核燃料物質使用変更許可申請書又は変更届の提出が必要）で、申請書の記載方法がわからない等、手続き上、不明な点がありましたら、必要に応じて、ご相談を承っております。
  - 行政相談という形で、Web会議システム又は対面により、お話を伺います。
  - 必要に応じて、相談内容をまとめた資料をご用意ください。
- 申請書ご提出後、申請書の内容で確認させていただきたい事項やご説明いただきたい事項があった場合は、当庁よりご連絡いたします。
  - 必要に応じて、面談を実施させていただきます。
  - 面談資料のご準備を依頼させていただくことがありますので、予め、ご了承ください。

- 提出済みの申請書について、記載内容を補正（修正）する必要が発生した場合は、補正申請書の提出により、申請書の補正が可能です。
  - 補正する内容について、予めご相談したい事項がある場合は、補正申請書提出前に面談を実施し、お話を伺っております。
- 行政相談や面談の資料について、非公開情報がある場合はマスキング版の資料もご提示ください。また、マスキングが適切か否かを面談時に確認させていただきます。
- 行政相談や面談の実施後・・・
  - 当庁にて、面談録を作成します。
  - 令第41条該当施設※<sup>1</sup>については、面談録及び面談資料をHPで公開します。  
(令第41条非該当施設※<sup>2</sup>については、面談録及び面談資料を公開していません。)

※ 1 : 原子炉等規制法施行令（P.4参照）第41条に該当する核燃料物質を使用する使用施設等

※ 2 : 令第41条該当施設以外の使用施設等（原子炉等規制法施行令第41条に該当しない核燃料物質を使用する使用施設等）

## 5. 品質管理に関する記載事項・・・

- 令和2年4月1日付けで原子炉等規制法及び使用規則が改正され、核燃料物質の使用許可及び使用変更許可に係る申請書に、**使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を記載するとともに、これを説明する資料を添付することとなりました**（議題1もご参照ください）。
- 申請書の記載事項及び添付書類の一覧は、次頁のとおりですので、申請の際にご確認ください。

### <申請書の記載事項（原子炉等規制法第52条第2項）>

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
2. 使用の目的及び方法
3. 核燃料物質の種類
4. 使用の場所
5. 予定使用期間及び年間（予定使用期間が一年に満たない場合にあつては、その予定使用期間） 予定使用量
6. 使用済燃料の処分の方法
7. 核燃料物質の使用施設（以下単に「使用施設」という。）の位置、構造及び設備
8. 核燃料物質の貯蔵施設（以下単に「貯蔵施設」という。）の位置、構造及び設備
9. 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄施設（以下単に「廃棄施設」という。）の位置、構造及び設備
10. 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

### <添付書類（使用規則第2条第2項）>

1. 変更後における法第五十三条第二号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書
2. 変更後における使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書※
3. 変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書
4. 変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

※ 2. については、令41条該当施設にのみ適用されます。

- 記載例（ただし、令41条非該当施設に限ります）は、原子力規制委員会HPの「核燃料物質使用者（政令41条非該当）等に関する法改正事項説明会」の配付資料に掲載されています。

URL: <https://www.nsr.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/setsumeikai.html>

The screenshot shows the website of the Nuclear Regulation Authority (NRA). The header includes the NRA logo and name in Japanese and English, along with navigation links for 'Site Map', 'New Arrivals', 'Opinion/Inquiry', and 'English'. There is a search bar and a link to the 'Archive Search System (N-ADRES)'. The main navigation menu includes 'About NRA', 'Regulation of Nuclear Power', 'Radiation Protection and Nuclear Safety', 'Safety Research and Investigation', 'Law, Procedure, and Documents', and 'Special Menu'. Below the navigation is a section for 'Emergency Information' (緊急情報) and 'Information Provision' (情報提供), both indicating no updates in the last 24 hours and 3 days, respectively. A breadcrumb trail shows the current page location: 'Home > Law, Procedure, and Documents > Regulations and Procedures > Safety Regulations for Nuclear Fuel Material Users > Legal Amendment Explanation Meeting for Nuclear Fuel Material Users (Non-Compliant with Order No. 41)'. The main heading is 'Legal Amendment Explanation Meeting for Nuclear Fuel Material Users (Non-Compliant with Order No. 41)'. The meeting details are: Date: March 19, 2022 (Thursday); Location: Conducted via internet video streaming; Time: 14:00-15:30. A list of documents is provided, with the second document, 'Distribution Material (2/2) [PDF: 13MB]', highlighted with a red box. Other documents include 'Distribution Material (1/2) [PDF: 16MB]', 'Minutes [PDF: 251KB]', 'Correction Notice [PDF: 812KB]', and 'Questions and Answers [PDF: 78KB]'. A note states that the first distribution material was replaced with a corrected version on March 27th.

## <記載例>

### (申請書)

使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

1. 使用者である〇〇\*1は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に基づき、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じる。
  - (1) 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価する。
  - (2) 上記(1)の措置に係る記録を作成し、これを管理する。
2. 使用者である〇〇\*1は、上記1.の措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。



※ 前ページ記載の配付資料P.162に掲載されています。

### (添付書類：使用施設の例)

使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

1. 目的  
使用者である〇〇\*1は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に基づき、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保する。
2. 適用範囲  
本説明書は、使用者である〇〇\*1が実施する、核燃料物質（天然ウラン、劣化ウラン、トリウム）\*2の使用施設における保安活動に適用する。
3. 実施内容
  - (1) 使用者である〇〇\*1は、当該使用施設において、核燃料物質を使用する際には、その状況を確認し、漏洩、被ばく、火災など\*3人と環境へ影響を与える可能性が懸念される場合（起きてしまった事象を含む）には、改善策を立て、実施し、その結果を評価して必要があれば更なる改善を行う。
  - (2) 使用者である〇〇\*1は、上記(1)の措置に係る記録を作成し、3年間保存する。
  - (3) 使用者である〇〇\*1は、上記(1)及び(2)の活動に関し、原子力の安全がそれ以外の事由（コストや工期等）によって損なわれないようにする。

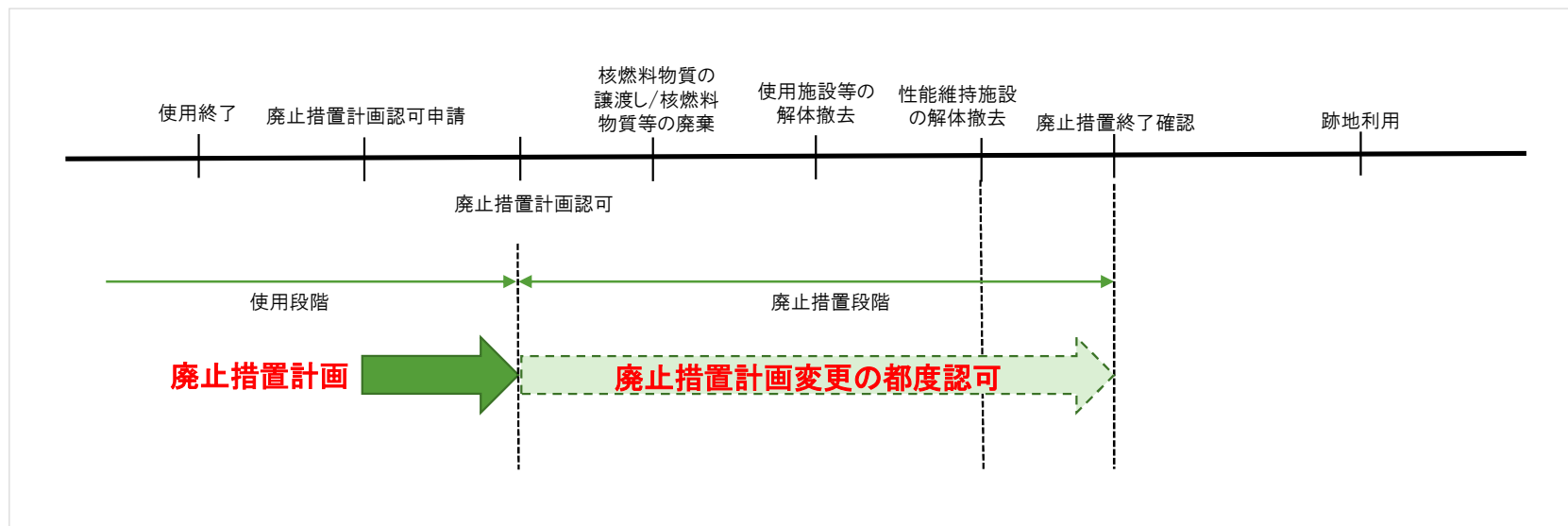


※ 前ページ記載の配付資料P.163-165に掲載されています。  
(使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の各施設の例を掲載。)



## 6. 廃止措置の概要・・・

- 核燃料物質の全ての使用（実験等による使用、核燃料物質の貯蔵、放射性廃棄物の廃棄）をやめる場合、廃止措置を講ずることになっています。
- この場合、廃止措置計画の申請が必要となります。



- 廃止措置計画は、使用の許可を受けている単位 = 事業所毎に提出していただくことになります。
  - 同じ法人（同一の会社や大学等）において、核燃料物質を使用している事業所が複数ある場合は、**事業所毎に廃止措置計画の申請を行う**こととなります。
- 令第41条非該当施設に関しては、廃止措置計画の認可に関する審査基準が令和3年12月15日に制定されました。
  - この審査基準については、原子力規制委員会のHPに掲載されております。廃止措置計画の申請書及び添付書類の記載事項について、どういった観点で審査するのかがまとめられていますので、廃止措置を検討される際にご参照ください。

URL: <https://www.nsr.go.jp/data/000376794.pdf>

- 従来は、核燃料物質の譲渡し先や放射性廃棄物の廃棄先が決まっていなと廃止措置を実施できず、核燃料物質を貯蔵しているのみ、放射性廃棄物を保管しているのみの施設においては、廃止措置の段階に進めない状況となっていました。
- 現在では、以下の条件を満たせば、核燃料物質の譲渡し先や放射性廃棄物の廃棄先が決まっていな場合でも、廃止措置の段階に進める運用となっています。
  - ① 令第41条該当施設：使用施設から核燃料物質が取り出されていなければいけません。
  - ② 令第41条非該当施設：使用施設における核燃料物質の使用が終了していなければいけません。
    - 使用施設（貯蔵施設や廃棄施設を除きます）において、実験や製造等の目的で核燃料物質の取扱いが終了していれば問題ありません。
  - ③ 廃止措置中に核燃料物質の譲渡し先や放射性廃棄物の廃棄先が決まり次第、廃止措置計画変更認可申請を提出してください。

- 廃止措置のポイントは、以下のとおりです。
  - 使用施設における核燃料物質の使用の意向がなく、かつ、廃止措置に向かいたい場合は、**貯蔵施設での核燃料物質の貯蔵や保管廃棄施設での放射性廃棄物の保管廃棄を継続しなければいけない状況であっても、廃止措置計画の申請が可能です。**
  - 廃止措置計画の認可後、以下のような場合は、廃止措置計画の変更認可の申請を行ってください！
    - ① 核燃料物質の譲渡し先や放射性廃棄物の廃棄先が決まった場合
      - ！注意！**
      - 変更認可後に、核燃料物質の譲渡し等を実施してください。申請後、変更認可を待たずに、核燃料物質の譲渡し等を行うことはできませんので、ご注意ください！**
    - ② 廃止措置として計画していなかった変更がある場合
      - 例えば、廃止措置中に放射性廃棄物が大量に発生する恐れが出てきたため、保管廃棄施設を増設する、保管廃棄容器の種類や数量を変更する等。
      - 核燃料物質使用変更許可申請ではなく、**廃止措置計画の変更認可の申請を行ってください。**

P.33～39は、  
説明会の映像とご一緒にご覧ください。

# 1. 関係法令や制度に関するご意見

- 核燃料物質の使用に関する法令体系がよくわからない。
- RI法と一本化してほしい。
- 略語が多く、用語がわかりづらい。
- 要求事項がわかりづらい/安全機能の定義や火災の要求事項がわかりづらい。
- 関係法令の要約版、ガイドライン、解説等があると良い。
- 令第41条該当施設と令第41条非該当施設で、法令を分けてほしい。
- 令第41条該当施設の中でも、グレーテッドアプローチを適用してほしい。
- 規制緩和や規制の合理化を希望する。  
(使用の用途や使用量等に応じた規制緩和を検討してほしい/RIの軽微な変更のようにできないか/  
Puについては、使用量に応じた規制の合理化を検討してほしい/廃棄物の扱いや処分を合理化してほしい)
- 申請書の記載事項について、具体例、過去の事例、解説を示してほしい。
- 参考資料として添付する資料の位置づけを法令等で明確化してほしい。
- 申請時、変更箇所以外は記載不要にしてほしい。
- 申請時、他事業の施設における許可事項の記載を不要としてほしい。
- 許可基準規則への適合性を確認するチェックシートの位置づけを明確にしてほしい。
- 申請書の「予定使用期間」について、3年毎に更新するのは手間なので見直してほしい/「処分方法が定まるまで」等の記載にしてほしい。

## 2. HPや広報活動に関するご意見

- どこに何が掲載されているかわかりづらい。
- 申請書の様式や届出の記載例がどこに掲載されているかわからない。
- 届出の記載例は、適宜、見直してほしい。
- 届出の記載例はわかりやすいので、申請書の記載例や参考となる資料を掲載してほしい。
- どういった場合にどのような手続きをすれば良いのかがわかるようなフローを掲載してほしい。
- よくある質問のQ&Aのようなものを掲載してほしい。
- 様式類や法令等は、改定日を併記してほしい/HPに旧版の掲示が残っている。
- 申請時のチェックリスト（申請書の記載事項や添付書類の一覧表）を掲載してほしい。
- 核燃料物質の使用に関する情報収集の場が少ないので、今後も説明会を定期的を開催してほしい。
- 勉強会や講習会を開催してほしい（施設の種類に応じた勉強会を希望）。
- 説明会の資料は事前に公開してほしい。

### 3. 原子力規制庁の窓口や体制に関する ご意見

- 窓口がわかりづらい。
- 窓口を一本化してほしい。
- 何でも相談できる窓口を設けてほしい。
- 担当者や担当部署によって見解が異なるので困る。
- 部署によって、申請書や届出の書き方が異なるので、見解を統一してほしい。
- 地震発生時や緊急時の連絡先や報告内容等、最新の情報がほしい（HPに掲載してほしい）。

## 4. 申請や面談の流れに関するご意見

- 今後も、事前に申請書の記載方法等について相談できるようにしてほしい。
- 申請や面談におけるQ&A集のようなものを公開してほしい。
- 面談資料の準備が必要である旨を周知してほしい。
- 面談資料の公開範囲を見直してほしい。
- 事前のヒアリングは実施されていないと聞いているが、何らかの形で事前確認できる場を設けてほしい。
- **手続きに労力と費用を要するので、負担軽減をお願いしたい。**
- オンラインで申請できるようにしてほしい。



## 5. 品質管理に関するご意見

- 要求事項がわかりづらい。
- 記載例を示してほしい。
- 記載例がわかりやすい。
- 申請書の様式に品質管理に関する記載のポイントを記載してほしい。
- 品質管理は、大学等では負担が大きいので、良好事例を示してもらえると参考になる。
- QMSは定期的に変更されるものなので、その都度の変更申請は馴染まない。軽微な変更届の提出も検討してほしい。
- 「品質管理」という用語がわかりづらいため、用語を変えた方がわかりやすいのではないかと（品質管理という用語だと、規格どおりに工業製品を製造するというイメージに繋がりがやすいため、核燃料物質の使用等について、PDCAを回すということに結びつきにくい）。

## 6. 廃止措置に関するご意見

- 廃止措置全体の流れがわかりづらい。
- 使用変更届と廃止措置計画の軽微な変更届を合理的に手続きできるようにしてほしい。
- 実用炉のように施設単位での廃止を可能としてほしい。
- 廃止措置計画の変更を繰り返していくと、使用許可の内容からずれていくと思うので、現在の許可の内容はどれが正なのかがわからない。
- 廃棄物を長期的に保管するために保管廃棄施設を新設する場合は、廃止措置計画の変更申請を行うのか、使用変更許可の申請を行うのかわからない。
- 廃棄物を他事業者に引き渡す場合は、廃止措置計画変更認可を受けることになっている一方で、使用許可の場合は、その範疇であれば変更許可申請は不要となっており、廃止措置の方が厳しいと感じる。

## 7. その他のご意見

- 使用しない核燃料物質や放射性廃棄物の最終処分場を早く作ってほしい。
- 放射線管理等報告書の提出期限の延長を考慮してほしい。
- 国際規制物資の使用に関するご意見。
  - 核燃料物質受払計画等報告書等の記入例をHPで探すのに手間が掛かる。
  - 実在庫明細報告書等において、記号等がわかりにくい。
  - 報告書の提出期限について見直してほしい。

# 最後に・・・

- 本日のご説明内容について、ご意見、ご質問がございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

## <連絡先>

**原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門 使用担当**

**〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル**

**Tel : 03-5114-2118**

**Fax : 03-5114-2191**

**E-mail: [shiyou@nra.go.jp](mailto:shiyou@nra.go.jp)**

今後も情報提供や意見交換の場を設けていきますので、  
引き続き、ご意見をお寄せください。  
今後も、原子力規制行政へのご協力をよろしくお願いいたします。